

平成 2 1 年度

地方公共団体金融機構  
財 務 諸 表

地方公共団体金融機構

## 目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 1 7
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 1 8
附属明細書	・ ・ ・ 1 9

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,030,227	債券	18,534,475
有価証券	984,477	その他負債	17,726
現金預け金	149,264	賞与引当金	43
その他資産	17,159	役員賞与引当金	7
有形固定資産	2,948	退職給付引当金	210
無形固定資産	921	役員退職慰労引当金	56
		地方公共団体健全化基金	906,939
		基本地方公共団体健全化基金	901,407
		組入地方公共団体健全化基金	5,531
		特別法上の準備金等	3,664,927
		金利変動準備金	440,000
		公庫債権金利変動準備金	3,111,043
		利差補てん積立金	113,883
		負債の部合計	23,124,384
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	5,834
		一般勘定積立金	5,834
		評価・換算差額等	1,340
		管理勘定利益積立金	39,517
		純資産の部合計	60,613
資産の部合計	23,184,998	負債及び純資産の部合計	23,184,998

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	558,528
資金運用収益	558,369
役務取引等収益	140
その他経常収益	18
経常費用	308,357
資金調達費用	297,347
役務取引等費用	271
その他業務費用	4,641
営業経費	2,365
その他経常費用	3,731
地方公共団体健全化基金組入額	3,731
経常利益	250,170
特別利益	235,010
公庫債権金利変動準備金取崩額	220,000
利差補てん積立金取崩額	15,010
特別損失	476,315
金利変動準備金繰入額	220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額	256,315
当期純利益	8,866

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(平成22年3月31日)

(単位：百万円)

処分対象利益		4,539
当期純利益	4,539	
前期繰越欠損金	-	
利益処分額		
積立金	4,539	4,539

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(平成22年3月31日)

(単位：百万円)

処分対象利益		4,326
当期純利益	4,326	
前期繰越欠損金	-	
利益処分額		
積立金	4,326	4,326

(注) 1. 法附則第13条第8項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、管理勘定利益積立金として計上しております。

純 資 産 変 動 計 算 書  
(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益 剰余金 合計				
前事業年度末残高	16,602	1,295	1,295	17,897	-	35,190	53,087
当事業年度変動額							
当期純利益	-	4,539	4,539	4,539	-	4,326	8,866
出資者資本以外の項 目の事業年度中の変 動額	-	-	-	-	1,340	-	1,340
当事業年度変動額合計	-	4,539	4,539	4,539	1,340	4,326	7,525
当事業年度末残高	16,602	5,834	5,834	22,436	1,340	39,517	60,613

キャッシュ・フロー計算書  
(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	8,866
減価償却費	294
資金運用収益	558,369
資金調達費用	297,347
賞与引当金の減少額	4
役員賞与引当金の減少額	0
退職給付引当金の増加額	7
役員退職慰労引当金の増加額	5
地方公共団体健全化基金の増加額	3,731
金利変動準備金の増加額	220,000
公庫債権金利変動準備金の増加額	36,315
利差補てん積立金の減少額	15,010
貸付金の純増( )減	185,060
債券の純増減( )	447,921
資金運用による収入	557,974
資金調達による支出	293,491
その他	325
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,520
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	5,536,800
有価証券の取得による支出	5,645,665
有形固定資産の取得による支出	9
無形固定資産の取得による支出	463
投資活動によるキャッシュ・フロー	109,338
財務活動によるキャッシュ・フロー	
公営競技納付金収入	8,576
公営競技納付金還付支出	44
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,532
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の減少額	106,327
現金及び現金同等物の期首残高	255,591
現金及び現金同等物の期末残高	149,264

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20年～41年                      その他 2年～19年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 7. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段・・・金利スワップ
- ヘッジ対象・・・債券



- b ヘッジ手段・・・通貨スワップ  
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- c ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・外貨預金の元利息の受取

(3)ヘッジ方針

債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」であります。

9. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき地方財政法(昭和23年法律第109号)第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益(以下「基金運用益」という。)を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

なお、当事業年度は地方財政法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第398号)による改正前の地方財政法施行令(昭和23年政令第267号)附則第2条第7項の規定に基づく還付を行っております。

10. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え(公営企業債券の借換えを除く。)に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」(平成20年総務省令第87号。以下「财会省令」という。)第34条及び「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(平成20年政令第226号。以下「整備令」という。)第22条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」(平成20年総務・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。)第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

11. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫(以下「旧公庫」という。)が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

## 12. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

## 13. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

### 1. 金融商品に関する注記

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が平成20年3月10日付けで改正され、改正後の同基準及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が、平成22年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されることとなり、これまで開示が行われてきた時価情報に加え、通常は市場では売買されない金融商品の時価等の開示を行うこととなっております。そのため、当機構においても、財省令第9条の2の規定に基づき、これらの情報を「金融商品に関する注記」として開示しております。

### 2. 賃貸等不動産に関する注記

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

なお、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## 注記事項等

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

106 百万円

#### 2. 貸付金

貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

#### 3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,534,475百万円の一般担保に供しております。

#### 4. 特別法上の準備金等

##### (1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項及び法附則第9条第8項の規定に基づくものであります。

##### (2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項及び第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものであります。

##### (3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものであります。

### 【損益計算書に関する注記】

#### 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 4,539 百万円

管理勘定 4,326 百万円

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を獲得するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各部門から独立したリスク管理統括室を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構においては、資金調達は10年債の発行が主体であるのに対して、貸付けは最長30年の元利均等償還貸付であり、貸付けと調達の間際に大きな差異が生じることから、債券借換え時の金利リスク（債券支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。具体的には、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、超長期債の発行、金利スワップの活用などさまざまな手段によって、貸付けと調達の期間の差異を縮小し、金利リスクを軽減するよう努めております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

##### 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されており、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、債務不履行が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含めこれまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、旧公庫時代に行った、地方道

路公社に対する貸付けについては、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

#### 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングすることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約を締結するとともに、CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を主要取引先金融機関との間に締結しております。

### [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

#### 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るリスクのことであります。

機構は、地方公共団体に対し、最長30年で貸付けを行います。一方で貸付原資の大部分を期間10年の債券発行を中心に賄うため、借換えに伴う金利リスクを負っております。

このような貸付けと資金調達の間ギャップに伴う金利リスクについて、機構は、以下のように対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達の期間のギャップに伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金を積み立てております。
- ・機構発足後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク対応のより一層の充実を図るため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、(1)アウトライヤー比率(上下200bpの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。)をおおむね20%以下、(2)デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成21年度から平成25年度までの中期の管理目標を設定し、償還期間が10年を超える超長期債の継続的な発行や金利スワップの活用等により、金利リスクの軽減に努めていきます。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、現在、一般勘定に比べて大きな金利リスクを負っておりますが、上記のとおり所要の金利変動準備金を積み立てております。

また、債券発行による資金調達から地方公共団体に対する貸付けまでの期間に金利が変動することにより、利益が減少又は損失を被るパイプラインリスクを負っております。機構は、スワップ取引の活用によってパイプラインリスクヘッジに取り組んでおります。

#### 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク、物価連動債における償還元利金の変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、流動性リスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

### (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)貸付金	22,030,227	23,213,516	1,183,288
(2)有価証券 満期保有目的のもの	984,477	984,476	1
(3)現金預け金	149,264	149,264	-
資産計	23,163,968	24,347,256	1,183,287
債券	18,534,475	19,056,723	522,248
負債計	18,534,475	19,056,723	522,248
デリバティブ取引(*1) ヘッジ会計が適用されているもの	619	619	-
デリバティブ取引計	619	619	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュフローに、平成22年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率を割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、国庫短期証券については、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国庫短期証券	379,977	379,976	1
	譲渡性預金	604,500	604,500	-
	小計	984,477	984,476	1
合計		984,477	984,476	1

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・ 受取固定	債券	272,000	272,000	619	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	債券	80,000	80,000	1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	514,900	395,400	2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	60,000	-	2	
合計			926,900	747,400	619	

- 1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。
- 2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
貸付金	1,572,195	1,581,151	1,608,111	1,512,186	1,448,990	6,166,151	6,849,565	1,291,874
有価証券								
満期保有目的のもの	984,477	-	-	-	-	-	-	-
預け金	149,264	-	-	-	-	-	-	-

(注3) 債券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内
債券	2,244,370	2,176,130	2,030,560	2,160,070	1,908,670	6,703,240	1,122,600	209,260



【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
国庫短期証券	379,977	379,976	1	-	1
譲渡性預金	604,500	604,500	-	-	-
合計	984,477	984,476	1	-	1

(注) 1. 国庫短期証券の時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約であります。

(2) 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券

b ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

c ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金の元利金の受取

ヘッジ方針

債券発行に伴う金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一

となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

### (4) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

## 【退職給付に関する注記】

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	363 百万円
年金資産の額	153 百万円
退職給付引当金の額	210 百万円

### 3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用の額	16 百万円
退職一時金に係る退職給付費用の額	3 百万円
厚生年金基金に係る退職給付費用の額	12 百万円

### 4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の算定は簡便法によっております。

## 【勘定別情報（貸借対照表関係）】

（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	1,761,614	20,268,613		22,030,227
有価証券	984,477			984,477
現金預け金	149,264			149,264
その他資産	1,290	15,869		17,159
有形固定資産	2,948			2,948
無形固定資産	921			921
一般勘定貸		841,388	841,388	
地方公共団体健全化基金管理勘定貸	592,831		592,831	
資産の部合計	3,493,347	21,125,870	1,434,219	23,184,998
負債の部				
債券	1,280,894	17,253,581		18,534,475
その他負債	2,712	15,013		17,726
賞与引当金	43			43
役員賞与引当金	7			7
退職給付引当金	210			210
役員退職慰労引当金	56			56
地方公共団体健全化基金	906,939			906,939
基本地方公共団体健全化基金	901,407			901,407
組入地方公共団体健全化基金	5,531			5,531
管理勘定借	841,388		841,388	
地方公共団体健全化基金一般勘定借		592,831	592,831	
特別法上の準備金等	440,000	3,224,927		3,664,927
金利変動準備金	440,000			440,000
公庫債権金利変動準備金		3,111,043		3,111,043
利差補てん積立金		113,883		113,883
負債の部合計	3,472,251	21,086,353	1,434,219	23,124,384
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	5,834			5,834
一般勘定積立金	5,834			5,834
評価・換算差額等	1,340			1,340
管理勘定利益積立金		39,517		39,517
純資産の部合計	21,096	39,517		60,613
負債及び純資産の部合計	3,493,347	21,125,870	1,434,219	23,184,998

（注）1．一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 1 3 条第 1 項の規定に基づく機構が公営企業金融公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2．一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 3 9 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 1 3 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額であります。

4. 地方公共団体健全化基金一般勘定借、地方公共団体健全化基金管理勘定貸

「地方公共団体健全化基金」として受け入れた現金を、法附則第9条第12項の規定に基づき、一般勘定から管理勘定へ融通している額であります。

【勘定別情報（損益計算書関係）】

（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	45,802	557,786	45,060	558,528
資金運用収益	20,689	537,679		558,369
役務取引等収益	140			140
その他経常収益	18	0		18
管理勘定事務受託費	975		975	
地方公共団体健全化基金受取利息	23,978		23,978	
一般勘定貸受取利息		1,018	1,018	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		19,088	19,088	
経常費用	41,263	312,155	45,060	308,357
資金調達費用	13,001	284,346		297,347
役務取引等費用	9	262		271
その他業務費用	2,185	2,456		4,641
営業経費	2,229	135		2,365
その他経常費用	3,731			3,731
地方公共団体健全化基金組入額	3,731			3,731
管理勘定借支払利息	1,018		1,018	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	19,088		19,088	
一般勘定事務委託費		975	975	
地方公共団体健全化基金支払利息		23,978	23,978	
経常利益	4,539	245,631		250,170
特別利益	220,000	235,010	220,000	235,010
管理勘定繰入金	220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		220,000		220,000
利差補てん積立金取崩額		15,010		15,010
特別損失	220,000	476,315	220,000	476,315
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		256,315		256,315
一般勘定繰出金		220,000	220,000	
当期純利益	4,539	4,326		8,866

附属明細書

1【有形固定資産等明細書】

(単位：百万円)

資産の種類	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	551	4	-	555	65	43	489
土地	2,403	-	-	2,403	-	-	2,403
その他の有形固定資産	91	5	-	96	40	27	55
有形固定資産計	3,045	9	-	3,055	106	71	2,948
無形固定資産							
ソフトウェア	910	309	-	1,219	311	223	907
その他の無形固定資産	20	13	20	13	-	-	13
無形固定資産計	931	322	20	1,233	311	223	921

2【地方公共団体金融機構債券等明細書】

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	前期末 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第1回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成22年3月15日	-	680,402	1.2 ～1.5	10年
非政府保証公募債 第1回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成22年3月18日	-	245,000	1.362 ～1.648	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第6回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成22年3月18日	-	195,000	2.120 ～2.266	20年
非政府保証公募債 F1回～F20回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成22年3月29日	-	186,000	0.960 ～2.332	7年 ～28年
縁故債 A号第1回～第6回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成22年3月23日	-	280,000	1.42 ～1.53	10年
地方公共団体金融機構債券小計	-	-	1,586,402	-	-
政府保証債(国内債) 4年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月27日	299,827	299,872	0.7	4年
政府保証債(国内債) 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	420,057	560,087	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 5年第1回地方公営企業等金融機構債券	平成21年2月24日	29,991	29,993	1.01	5年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	79,952	139,957	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	49,940	84,943	2.07 ～2.29	20年

縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	-	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	879,769	1,234,854	-	-
政府保証債（国内債） 第775回～第886回公営企業債券	平成11年4月28日 ～平成20年6月19日	10,999,234	9,220,051 (1,666,200)	0.5 ～2.0	10年
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,615	184,637	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第13回ユーロ・ドル ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年5月7日 ～平成20年6月25日	1,125,217	1,043,458 (119,500) [3,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350 ～6.000	10年 ～20年
非政府保証公募債 5年第1回公営企業債券	平成20年2月29日	129,950	129,963	1.14	5年
非政府保証公募債 第1回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日 ～平成20年6月16日	1,279,743	1,279,786	0.64 ～2.07	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,587	569,611	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,842	189,848	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債 物価連動第1回～第2回公営企業債券	平成17年3月2日 ～平成17年7月19日	40,000	40,000	1.248 ～1.408	10年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	47,830	45,660 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
非政府保証公募債 変動利付（CMS型）第1回公営企業債券	平成18年9月13日	20,000	20,000	1.894	10年
縁故債 い号第52回～特別第1号第31回公営企業債券	平成11年7月30日 ～平成20年7月31日	3,492,373	2,970,200 (456,500)	0.67 ～2.18	10年
公営企業債券小計	-	18,098,393	15,713,218 (2,244,370)	-	-
合 計	-	18,978,163	18,534,475 (2,244,370)	-	-

- （注） 1．法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 18,534,475 百万円の一般担保に供しております。
- 2．「政府保証債（外債）第13回ユーロ・ドル～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の[ ]は外貨建による金額であります。
- 3．「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額であります。

### 3【引当金明細書】

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	47	43	47	-	43
役員賞与引当金	7	7	7	-	7
退職給付引当金	202	7	-	-	210
役員退職慰労引当金	51	5	-	-	56

### 4【金利変動準備金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	前期末 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	220,000	220,000	220,000	-		440,000
公庫債権金利変動準備金	3,074,728	256,315	256,315	220,000	220,000	3,111,043
合 計	3,294,728	476,315	476,315	220,000	220,000	3,551,043

### 5【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	892,875	8,576	-	-	44	901,407
組入地方公共団体健全化基金	1,800	-	3,731	-	-	5,531
合 計	894,675	8,576	3,731	-	44	906,939

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額であります。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第2条第7項の規定に基づく還付に係る金額であります。

3. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、法第46条第5項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。